# 省　令

**○法務省令第三十七号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十四日

法務大臣　森　英介

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表前橋地方法務局の部高崎支局の款同支局の項中「高崎市　安中市」を「高崎市　藤岡市　安中市　多野郡の内　神流町」に改め、同款藤岡出張所の項を削り、同部富岡支局の款同支局の項中「甘楽郡」を「多野郡の内　上野村　甘楽郡」に改める。

別表大阪法務局の部同法務局の款同法務局の項中「大阪市の内　浪速区　旭区　城東区　西成区　鶴見区　中央区」を「大阪市の内　浪速区　旭区　城東区　西区　大東市　四條畷市　成区　鶴見区　中央区　に改め、同款四條畷出張所の項を削り、同部東大阪支局の款同支局の項中「（枚岡出張所の管轄に属する地域を除く。）」を削り、同款枚岡出張所の項を削る。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　横浜地方法務局相模原支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、横浜地方法務局湘南支局で取り扱わせる。

第六条の二第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「、富岡支局及び藤岡出張所」を「及び富岡支局」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項を次のように改める。

2　大阪法務局管内大阪府大東市及び四條畷市に属する地域内の登記事務は、大阪法務局東大阪支局で取り扱わせる。

第十二条第二項中「福知山支局」の下に「、舞鶴支局」を、「宮津支局」の下に「、京丹後支局」を加える。

第三十二条第三項中「山鹿支局」の下に「、御船支局」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定　平成二十一年九月十四日

二　第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条第二項の改正規定　平成二十一年九月二十四日

**○法務省令第三十八号**

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十四日

法務大臣　森　英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「及び富岡支局」を「、桐生支局、伊勢崎支局、富岡支局及び渋川出張所」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

# 告　示

**○金融庁告示第四十号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月二十四日から適用する。

平成二十一年八月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第七十四号を削り、第七十五号を第七十四号とし、第七十六号から第九十号までを一号ずつ繰り上げ、第九十一号を次のように改める。

九十一　クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社

第一条中第九十一号を第九十号とし、第九十二号から第百三号までを一号ずつ繰り上げる。

**○総務省告示第四百二十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、創和会（宮下一郎後援会）から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年八月二十四日

総務大臣　佐藤　勉

〔その他の政治団体〕の部創和会（宮下一郎後援会）のうち6中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「飯田市 | 3,391,657 | 16. 11. 30 | 」を |
| | 808.5㎡ | | |
| 「飯田市 | 3,391,657 | 16. 11. 30 | 」に改める。 |
| | 291.60㎡ | | |

**○総務省告示第四百三十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、友愛政経懇話会及び創和会（宮下一郎後援会）から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年八月二十四日

総務大臣　佐藤　勉

〔資金管理団体〕の部友愛政経懇話会のうち3中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「寄附 | 個人分 | 72,878,000 | を |
| | | 67,778,000」 | |
| 「寄附 | 個人分 | 65,798,000 | に、 |
| 「 | 鳩山由紀夫サイエンスフォーラム | 60,698,000」 | |
| | 2005 | 54,560,000 | を |
| 「 | 鳩山由紀夫サイエンスフォーラム | 54,560,000 | 」 |
| | 2005 | | に改め、 |
| | 借入金 | 7,080,000 | |
| | 鳩山由紀夫 | 7,080,000」 | |

同部友愛政経懇話会のうち5中

| | | |
|---|---|---|
| 「渡辺　晃良 | 品川区 | 120,000 |
| 鴨井　清成 | 室蘭市 | 120,000 |
| 小林　孝 | 北海道厚真町 | 240,000 |
| 森口　正之 | 登別市 | 100,000 |
| 「岩尾　慶一 | 佐賀県有田町 | 100,000 |
| 森　芳正 | 石巻市 | 240,000 |
| 大西　正已 | さいたま市 | 240,000 |
| 杉山　信夫 | 横浜市 | 500,000 |
| 山名　盛義 | 目黒区 | 240,000 |
| 大谷　武 | 千代田区 | 240,000 |
| 栗林　宏吉 | 渋谷区 | 100,000 |
| 柏木　一枝 | 練馬区 | 100,000 |
| 箱山　隆一 | 岩見沢市 | 100,000 |
| 高本　久 | 練馬区 | 500,000 |
| 菊地　里士 | 札幌市 | 100,000 |
| 伊藤知佳子 | 札幌市 | 120,000 |
| 林　彰人 | 杉並区 | 120,000 |
| 奥野　忠一 | 西東京市 | 120,000 |
| 佐々木浩二 | 都・港区 | 120,000 |
| 吉川　宏一 | 杉並区 | 200,000 |
| 「天野　汎 | 大田区 | 100,000 |
| 柏木　宣郎 | 目黒区 | 100,000 |
| 中村　宜寿 | 練馬区 | 500,000 |
| 古谷　忠雄 | 室蘭市 | 100,000 |
| 瀬尾　聡 | 北海道栗山町 | 100,000 |
| 山形　政弘 | 世田谷区 | 120,000 |